

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1. 現 状

(1) 地域の概況

大田原市は、那須野ヶ原の平野部と八溝山系の山間部から構成され、地域ごとに市街地、農村部、山間部といった異なる特性を有している。商工会・商工会議所の管轄区域は、西部を大田原商工会議所、中・東部を黒羽商工会、南部を湯津上商工会が担っており、これら3団体が市内全域の小規模事業者支援を行っている。

令和7年10月1日現在、市の人口は67,242人、世帯数は30,087世帯となっている。人口は市全体で減少傾向にある一方、世帯数は増加しており、家族構成の小規模化や高齢化が進行している。

こうした人口構造の変化は、市内全域に共通して、労働力の確保や事業承継の停滞、地域需要の変化などをもたらしており、地域経済を支える小規模事業者の事業継続が大きな課題となっている。各管轄区域にはそれぞれ特性があるものの、人口減少・高齢化の進行という構造的課題は市全体で共有されており、関係団体が連携した一体的な支援が求められている。

①自然災害等リスク

大田原市においては、これまでに地震や風水害等の自然災害により、住家や道路、河川、農地等に被害が発生してきた。特に、平成10年の那須水害、平成23年の東日本大震災、令和元年東日本台風などでは、市内各地において事業活動や生活基盤に影響を及ぼす被害が確認されている。

「那須水害」

平成10年8月27日未明に那珂川上流域で1時間雨量90mmという猛烈な雨が降り、その後31日まで断続的に降り続いた雨は、1週間の降雨量1,200mmに達した。市内を流れる那珂川等も警戒水域を超え、那珂橋下流、北滝、湯殿大橋下流、熊川の堤防が決壊した。被害状況は次のとおり。

被害種別		件数
旧大田原市	床上浸水	77棟
	床下浸水	562棟
旧湯津上村	床上浸水	11棟
	床下浸水	3棟
旧黒羽町	床上浸水	22棟
	床下浸水	23棟

「東日本大震災」

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、市も震度6強が観測され多くの家屋が損壊したほか、水道、電気といったライフラインも一部寸断された。被災状況は次のとおり。

被害種別		件数
人的被害	死者	0人
	重傷者	4人
	軽傷者	5人

建物被害	全壊 半壊 一部損壊	7 棟 119 棟 2,732 棟
ライフライン被害	配水池運転停止 2 箇所、水道管漏水 38 件	
農業被害	農地被害 45 件、農業用施設被害 66 件	

#### 「令和元年東日本台風」

直近では、令和元年 10 月の台風 19 号による被害状況は、人的被害 1 件、床上浸水 9 棟、床下浸水 20 棟、土砂災害 8 件となっており、河川に係る橋も通行止めになる等、生活に支障をきたした。

上記のようなことから、市においては、大規模地震、台風等による河川の氾濫や土砂災害等の危険が想定されると考える。

本市は、那須水害、東日本大震災、令和元年東日本台風など、過去に複数の自然災害による被災経験を有しており、これらの災害により、事業所の浸水被害、建物や設備の損壊、交通網やライフラインの寸断など、事業活動に深刻な影響が生じてきた。

こうした被災経験を踏まえると、今後も以下のようなリスクが想定される。

- ・大規模地震による建物被害やライフラインの寸断
- ・河川氾濫や内水氾濫による浸水被害
- ・八溝山系周辺における土砂災害

さらに、令和 6 年に公表された想定最大規模降雨による洪水ハザードマップでは、従来よりも浸水範囲および浸水深が拡大しており、事業所の立地によっては、これまで被害が想定されていなかった区域においても甚大な影響を受ける可能性が示されている。

特に小規模事業者においては、人的・資金的余力が限られていることから、ひとたび被災すると事業の継続や早期再開が困難となるおそれがあり、平時からの備えの重要性が一層高まっている。

#### (洪水：ハザードマップ)

市では、平成 24 年に作成した洪水ハザードマップをもとに浸水想定を公表していたが、近年の災害の激甚化を踏まえ、令和 6 年には「想定最大規模の降雨」を前提とした新たなハザードマップが公表された。

洪水予測については、市が令和 6 年に公表した洪水ハザードマップ（想定最大規模降雨による河川氾濫）に基づき、最新の想定を踏まえた内容を以下の通りとする。

##### ○大田原商工会議所（西部）

大田原商工会議所が立地する西部では、浅香・美原地区においては 3.0m 未満、市街地東側を流れる蛇尾川付近（若草地区）では【 10.0m 未満 】の浸水が想定されている。また、箒川流域の岩井橋付近では【 5.0m 未満 】の浸水が予測され、橋南側には住居や事業所等が立地している。

##### ○黒羽商工会（中・東部）

黒羽商工会が立地する地域では、市街地を流れる那珂川沿いの両岸において【 10.0m 未満 】の浸水が予測されている。

また、一部の田畑においては【 10.0m 以上 】の浸水が想定される区域もある。

黒羽商工会は市の避難所にも指定されているが、河川の氾濫や浸食による家屋倒壊の恐れがある地域に含まれており、状況に応じた避難体制の確認が必要である。

○湯津上商工会（南部）

湯津上商工会が立地する南部では、那珂川と箒川の合流点付近を中心に、田畑で【 10.0m未満 】、周辺の住居・事業所地帯で【 5.0m未満 】の浸水が予測されている。

特に合流部付近は流域全体で浸水リスクが高いため、事業所の早期避難や情報伝達体制の強化が重要となる。

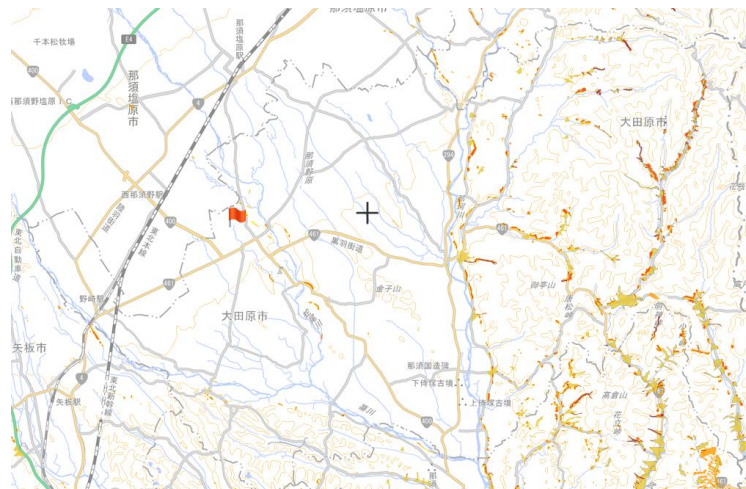
令和6年版ハザードマップでは、想定最大規模の降雨を前提としていることから、前回作成時と比較して浸水範囲や浸水深が全体的に拡大している。これは、近年の集中豪雨や線状降水帯の発生頻度増加など、気象災害の激甚化を踏まえた見直しによるものである。



(土砂災害：ハザードマップ)

大田原市のハザードマップでは、「土砂災害警戒区域」および「土砂災害特別警戒区域」が明示されている。

黒羽及び湯津上の山間部では、地滑りや斜面崩壊等の土砂災害が発生するおそれのある区域が広く分布しており、災害発生時には周辺の事業所や地域経済に大きな影響を及ぼす可能性がある。また、土砂災害リスクは山間部に限られるものではなく、市街地においても、「山の手」周辺など一部地域では、急傾斜地の崩壊に伴う被害の危険性が指摘されている。このため、市内全域において、事業所の立地条件に応じた災害リスクを正しく把握し、被害軽減に向けた事前対策を講じることが重要である。



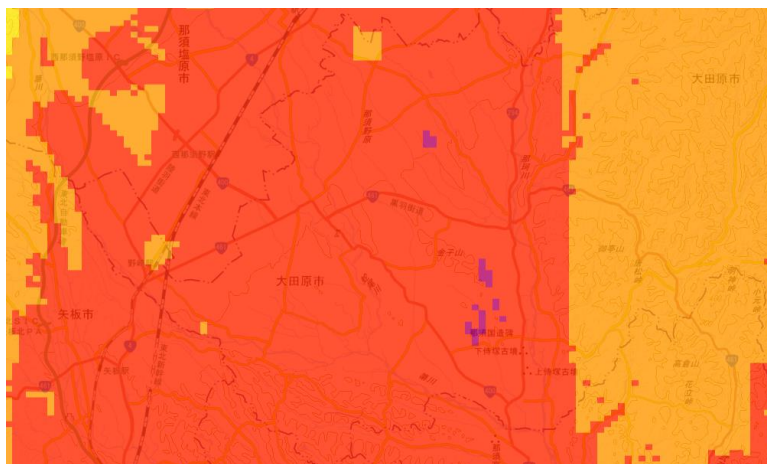
(国土交通省ハザードマップ)

### (地震：J-SHIS)

J-SHIS 地震ハザードステーションの防災地図によると、今後 30 年間に震度 6 弱以上の地震が発生する確率は、

大田原商工会議所管内で 6～26%、黒羽商工会管内で 3～6%、湯津上商工会管内で 6～26% とされている。

また、震度 5 弱以上の地震が発生する確率は、いずれの地域においても 26～100% と高い水準にあり、いずれの管内でも地震発生の可能性が十分に想定される。(いずれも事務所所在地における推定値)



上記地図は、J-SHIS において市全域を表示したものである。赤色の強い部分は揺れが強い地域が示されており、市の西側半分は平地が多く揺れやすく、東側半分は山間部のため揺れにくい地形となっている。

### ②感染症リスク

2000 年以降、重症急性呼吸器症候群 (SARS)、中東呼吸器症候群 (MERS)、そして新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) など、潜伏性・感染力の高いウイルスによる感染症が世界各地で発生し、社会・経済活動に深刻な影響を及ぼしてきた。

特に COVID-19 では、世界的なパンデミックによりロックダウンや入国制限など、過去に例のない規模の対策が講じられ、あらゆる分野に影響が拡大した。これらの感染症はいずれも治療法が確立されておらず、対症療法による対応が中心である点も共通している。近年では、感染症の再流行や新たな感染症の発生も懸念されており、社会経済への影響は引き続き大きなリスク要因となっている。今後、以下のような影響が想定される。

#### ○物流・調達の遅延や価格高騰

感染症の拡大により、国内外の物流網が混乱し、原材料や部品、商品の調達が遅延する可能性がある。これに伴い、仕入価格の高騰や納期の遅れが発生し、事業運営に支障をきたすリスクがある。

#### ○人材不足の深刻化

感染拡大期における従業員の感染・濃厚接触・家族の看護等による欠勤が増加することで、必要な人員が確保できず、業務体制の維持が難しくなる場合がある。

#### ○非対面対応への移行負担

感染症の拡大等により、人の接触を抑制した事業運営が求められる場合、対面を前提とした業務形態が多い小規模事業者においては、事業継続に支障を来すおそれがある。特に本市においては、製造業、建設業、飲食業、小売業、対面型サービス業が多く、テレワークによる業務継続が現実的に困難な事業者が大半を占めている。

そのため、全面的なテレワークへの移行ではなく、電話やメール、簡易なオンラインツールを活用した受発注・相談対応、事前予約制の導入、業務の一部非対面化といった、事業規模や業種特性

に応じた現実的な対応が求められる。一方で、IT 環境の整備や活用に不慣れな事業者にとっては、対応に係る負担や業務効率の低下が課題となっている。

#### ○需要構造・消費行動の変

感染症の流行により、人々の行動や価値観が変化し、特定業種・業態の需要が減少する可能性がある。特に観光・飲食・イベント関連では影響が長期化することも考えられる。

#### ○風評被害・情報混乱

感染に関する誤情報や風評の拡大により、直接的な感染被害がなくても、来店者数や取引先が減少するなど、間接的な経営ダメージが発生する可能性がある。

新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症流行により、物流停滞、人材不足、需要構造の変化、風評被害など、事業活動への影響が顕在化した。今後も新興感染症の発生が想定され、継続的な備えが必要である。

### ③サイバーリスク

近年のデジタル化の進展に伴い、小規模事業者においても、会計・受発注・顧客管理・キャッシュレス決済等で IT 機器やクラウドサービスの利用が一般化している。一方で、ウイルス感染やランサムウェア、不正アクセス、フィッシング詐欺等のサイバー攻撃に対する認識や対策が十分でない事業者も多い。

サイバー攻撃を受けた場合、業務システムの停止や顧客情報の漏洩といった直接的な被害にとどまらず、取引先からの信用低下、営業停止による売上減少、復旧に要する時間的・金銭的負担の増大など、事業継続に重大な影響を及ぼす間接被害が発生するおそれがある。

特に小規模事業者においては、専任の IT 担当者を配置できない場合が多く、被害発生時の初動対応や復旧が遅れやすい傾向にあることから、自然災害や感染症と同様に、サイバーリスクについても平時からの備えを含めた事業継続対策が重要な課題となっている。

### ④間接被害の視点

災害・感染症・サイバー攻撃は、直接的な被害に加え、サプライチェーンの断絶、資金繰り悪化、商圈縮小といった間接被害をもたらす可能性があり、これらを踏まえた支援が求められる。

## (2) 商工業者の状況

市内における管内別の商工業者数と小規模事業者数、割合は次のとおりである。

(以下の集計表は令和 3 年経済センサス活動調査のデータを栃木県から提供された情報)

[商工業者数と小規模事業者数 R3]

	商工業者数 (者数)		割合 (%)
	小規模事業者数 (者数)		
大田原商工会議所 管内 R3	2,165	1,628	75.19%
黒羽商工会 管内 R3	417	352	84.41%
湯津上商工会 管内 R3	139	114	82.01%
合計 R3	2,721	2,094	76.95%

市内の商工業者数は、平成 28 年の 2,959 者から令和 3 年には 2,721 者へと減少しており、小規模事業者数も同期間に 2,344 者から 2,094 者へと減少している。令和 3 年時点における小規模事業

者数は2,094者で、全商工業者数の76.95%を占めている。

管内別に見ると、大田原商工会議所管内では商工業者数2,165者のうち小規模事業者が1,628者(75.19%)であり、平成28年と比較して事業者数・小規模事業者数ともに減少している。黒羽商工会管内では商工業者数417者のうち小規模事業者が352者(84.41%)、湯津上商工会管内では商工業者数139者のうち小規模事業者が114者(82.01%)となっており、いずれの管内においても平成28年と比べて事業者数が減少する一方、小規模事業者が地域経済を支える割合は依然として高い水準にある。特に、黒羽・湯津上地区では小規模事業者の割合が8割を超え、地域経済の担い手がより小規模層に集中している。

[小規模事業者の業種別分類(管内別) R3]

業種別分類	管内(者数)	大田原商工会議所管内	黒羽商工会管内	湯津上商工会管内
A 農業、林業		29	11	10
B 漁業		3	2	0
C 鉱業、採石業、砂利採取業		0	1	0
D 建設業		221	87	29
E 製造業		139	47	18
F 電気・ガス・熱供給・水道業		3	3	0
G 情報通信業		7	0	0
H 運輸業、郵便業		31	4	2
I 卸売業、小売業		350	88	25
J 金融業、保険業		29	5	0
K 不動産業、物品賃貸業		156	7	1
L 学術研究、専門・技術サービス業		77	10	3
M 宿泊業、飲食サービス業		201	31	10
N 生活関連サービス業、娯楽業		236	33	11
O 教育、学習支援業		47	4	1
P 医療、福祉		47	4	0
Q 複合サービス業		9	6	2
R サービス業(他に分類されないもの)		43	9	2
	合計	1,628	352	114

小規模事業者の業種別分類を管内別に見ると、大田原商工会議所管内はI卸売業、小売業が350者と多く市内全域の21.4%を占める。その後、N生活関連サービス業、娯楽業が236者(14.4%)、D建設業が221者(13.5%)、M宿泊業、飲食サービス業が201者(12.3%)と続く。

黒羽商工会管内では、I卸売業、小売業が88者(25%)、D建設業が87者(24.7%)と高い。湯津上商工会管内では、D建設業が29者(25.4%)、I卸売業、小売業が25者(21.9%)と高い。

卸売・小売業、建設業、飲食業など地域生活を支える分野の減少が顕著であり、今後は人材確保・事業承継対策の強化、デジタル化や協業による事業継続体制の整備が重要となる。

### (3) これまでの取組

#### ①市の取組

市は、大田原市地域防災計画及び大田原市水防計画に基づき、関係機関と連携しながら、地域防災力の向上に向けた取組を実施している。

##### 1) 防災計画の策定及び防災訓練の実施

市は、地域防災計画の検証、防災関係機関との連携強化、市民の防災意識の高揚を図るため、消防関係機関、学校、事業所、地域住民等と連携した総合防災訓練を実施している。

訓練にあたっては、東日本大震災の経験を踏まえた実践的な想定を設定し、自助・共助・公助の連携を重視するとともに、災害時の応急対策活動における住民の役割の重要性を踏まえ、自主防災組織等の参加を促進している。

また、災害発生時における市職員の迅速な動員体制を確保するため、大規模災害を想定した非常招集訓練を実施している。

さらに、県及び県内市町と相互に協力し、大規模災害を想定した防災図上総合訓練を定期的に行うことで、災害対応力の向上を図っている。

##### 2) 防災情報の周知及び防災意識の向上

市は、防災行政無線、市公式ホームページ、市メール配信サービス（よいちメール）、SNS 等を活用し、防災情報の迅速な提供に努めている。

あわせて、防災講演会、出前講座、防災週間等の各種啓発活動を通じて、市民一人ひとりの防災意識と知識の向上を図っている。

##### 3) 防災備品の備蓄及び供給体制の確立

市は、被災者及び災害応急対策従事者に対する円滑な支援を行うため、食料、飲料水、毛布、簡易トイレ等の防災備品について、計画的な備蓄を進めている。

また、災害発生時に迅速な供給が可能となるよう、関係機関や民間事業者と連携し、物資の調達・供給体制の確立を図っている。

#### ②商工会、商工会議所の取組

- ・会員被災情報の収集
- ・BCPに関する国の施策の周知（三団体共催）
- ・BCP策定セミナーの開催（三団体共催）  
セミナーでは大田原市危機管理課よりハザードマップの説明も開催し防災意識を高める。
- ・栃木県火災共済協同組合による火災共済（地震危険補償特約）への加入推進
- ・全国商工会連合会の福祉共済（病気・ケガの補償）への加入推進（黒羽商工会、湯津上商工会）
- ・大田原商工会議所会員共済制度与一共済（病気・ケガの補償）への加入促進（大田原商工会議所）
- ・提携損保会社による業務災害補償プラン（業務中の天災によるケガ等補償）、ビジネス総合保険制度（災害による休業補償等）への加入推進（大田原商工会議所）
- ・防災備品（食料、飲料水、カイロ、レスキューシート等）の備蓄
- ・市が実施する防災訓練への参加及び協力

#### ③事業継続力強化計画の取組（R6年度）

- ・巡回経営指導時における災害リスクの周知 10件
- ・HP や会報誌へ事業者BCPに関する国の施策を掲載 8回
- ・普及啓発セミナーの開催 2回
- ・事業者BCPの策定・見直しに係る指導 2件
- ・事業者BCP策定セミナーの開催 1回
- ・東京海上日動火災保険株式会社と連携した損害保険への加入促進、紹介 16件
- ・事業者BCPの取組状況の確認 1件
- ・事業継続力強化支援事業の実施状況や改善点についての協議 1回
- ・災害発生時の連絡ルート確認のための訓練の実施 2回

※小規模事業者による事業継続力強化計画及び連携事業継続力強化計画や事業継続計画を便宜上、事業者BCPと記載する。

## 2 本計画の策定及び実行にあたっての課題と対策

### (1) 課題

- ①市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況を十分に把握できていない。  
災害発生直後にはBCPや防災対策への関心が一時的に高まるものの、時間の経過とともに意識が低下し、継続的な取組に結び付いていない事業者が多い。また、大田原市は地震や風水害等の大規模災害が比較的少ないと認識されていることから、「自社は大丈夫」と考え、事前対策を講じていない小規模事業者も少なくなく、業種・業界間で取組状況にばらつきが生じている。
- ②地域の災害リスクや被災時の対応について、関係機関間の連携強化が求められている。  
市と商工会・商工会議所との被害情報の報告ルートは一定程度整理されているが、平常時からの情報共有や、市危機管理課等との連携体制については、発災時に備えた確認・整理をより一層進める必要がある。
- ③本計画を実行するための人的体制や専門的ノウハウが不足している。  
緊急時の具体的な役割分担や対応手順について、職員間で十分な共有がなされていないほか、防災・減災、BCP、サイバーリスク、リスクファイナンス等に関する専門的知識を有する人材が不足している。

### (2) 対策

- ①事業継続力強化の取組状況の把握  
経済産業省HPに掲載されている事業継続力強化計画認定事業者一覧の確認に加え、管内小規模事業者へのアンケート調査や経営指導時の聞き取り等を通じて、BCP策定状況や事前対策の取組状況を把握する。
- ②関係機関との連携による支援体制の構築  
市商工観光課、危機管理課、商工会・商工会議所による協議の場を定期的に設け、地域の自然災害、感染症、サイバーリスク等の事業継続上のリスクや、被災時の支援方針、被害情報の報告ルートについて整理・共有する。  
また、BCPセミナーの開催にあたっては、大田原市危機管理課の協力を得て、市内ハザードマップに基づく災害リスクの説明を行い、事業者が自社の立地や事業内容に応じたリスクを具体的に認識できるよう支援する。なお、この取組は令和7年度に実施済みである。
- ③専門的知見の補完と職員の資質向上  
保険会社、中小機構等の支援機関と連携し、BCP、サイバーリスク、リスクファイナンス、防災・減災に関するセミナーの開催や、専門的知見を活用した助言・情報提供等の支援を行う。あわせて、職員向けに研修や勉強会を開催し、専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。

### (3) 目標

管内小規模事業者に対し、自然災害、感染症、サイバーリスク等の事業継続上のリスクを認識させ、事前対策の必要性について周知を図るとともに、地域経済の維持及び早期復旧に資する事業継続力の強化を目指す。

特に、小規模事業者が多く集積する地区や主要産業を中心に面的な支援を行い、サプライチェーンや地域経済機能の維持につなげる。

そのため、以下の定量的目標を設定し、本計画に取り組む。

- ・年5者に対して、事業者BCPの策定又は見直し支援を行う。(簡易型BCPを含む)
- ・市内小規模事業者全体のBCP策定率を、計画期間終了時点で約3%程度まで引き上げる。
- ・損害保険・共済等のリスクファイナンスに関する取組について、年15者程度に対して加入促進啓発を行う。
- ・上記目標達成のため、BCP及び事業継続力強化に関するセミナー・説明会を年2回程度開催する。

## 1 事業継続力強化支援事業の実施期間

( 令和3年4月1日～ 令和11年3月31日 )

## 2 事業継続力強化支援事業の内容

### (1) 小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握

大田原市、大田原商工会議所、黒羽商工会、湯津上商工会は、経済産業省や関係機関と連携し、管内小規模事業者における事業継続力強化計画（事業者BCP）の策定状況や、災害・感染症・サイバーリスクへの対応状況について、巡回経営指導や窓口相談等を通じて把握する。

また、巡回経営指導や各種相談対応、必要に応じたアンケート調査等を通じて、管内小規模事業者の事業継続力強化に関する取組状況を継続的に把握・検証し、その結果を今後の支援手法や施策内容の見直しに反映させる。

### (2) 小規模事業者に対する事業継続力強化支援事業の内容

本計画の対象地域は大田原市全域とする。

大田原市、大田原商工会議所、黒羽商工会、湯津上商工会は、平時から役割分担と連携体制を構築し、管内小規模事業者の事業継続力強化に向けた支援を一体的に実施する。

### ① 事前の対策

#### 1) 管内小規模事業者に対する災害・リスクの周知

- ・巡回指導時に、ハザードマップ等を用いながら自然災害等のリスクに加え、サイバー攻撃による業務停止や情報漏洩等のリスクについても説明し、事業継続に及ぼす影響や、その影響を軽減するための基本的な対策（データのバックアップ、ウイルス対策、パスワード管理等）について周知を行う。
- ・会報誌、市広報、ホームページ、市公式LINE等を活用し、国・県・市の施策、BCPの必要性、損害保険・共済制度の概要等について情報発信を行い、事業継続力強化に関する意識啓発を図る。
- ・自然災害・感染症対策に加え、サイバーリスクへの注意喚起や国・関係機関が公表する啓発資料等を紹介する。
- ・事業継続に関する専門家を招いた普及啓発セミナーを年1回以上開催する。
- ・BCPセミナー開催時には、大田原市危機管理課と連携し、市が作成した最新のハザードマップの説明を実施するなど、事業者の防災意識向上を図る。

#### 2) 管内小規模事業者に対するBCPの策定支援

- ・管内小規模事業者に対し、簡易型BCPを含めた実効性のあるBCP策定・見直し支援を行う。
- ・BCP策定を目的としたワークショップや個別相談を実施し、年5者程度の策定・見直し支援を目指す。
- ・BCP策定支援を目的としたセミナーを年1回程度開催する。
- ・感染症については、最新の正確な情報の入手や冷静な対応の重要性を周知するとともに、事業継続の観点から備蓄や業務分散等の考え方について助言を行う。
- ・テレワークについては、地域特性や業種特性を踏まえ、可能な範囲でのIT活用や非対面対応の工夫等について情報提供を行う。

## ②関係団体等との連携

- ・栃木県 BCP 策定支援協定を締結している東京海上日動火災保険株式会社や、BCP 策定支援を行う専門機関等と連携し、セミナー開催や個別相談を実施する。
- ・災害時の事業継続に資する損害保険・共済制度等のリスクファイナンスについて周知し、年 15 者程度への加入促進を行う。

### (3) フォローアップ

- ・巡回指導や窓口相談等を通じて、BCP 策定後の見直しや実効性向上に向けた助言を継続的に行う。
- ・支援した事業者の計画期間を把握し、計画期間終了後の再策定・再申請につながるよう指導を行う。
- ・大田原市、大田原商工会議所、黒羽商工会、湯津上商工会の 4 団体で構成する「大田原市事業継続力強化支援連絡会議」を開催し、支援実績や課題を共有するとともに、必要に応じて支援内容の見直しを行う。

### (4) 知見の共有及び事業継続力の底上げ

- ・広報媒体等を活用し、管内事業者の事業継続力強化に関する好事例を紹介し、取組の横展開を図る。
- ・同一地域や同一業種の事業者間の連携を促進し、連携型事業継続力強化計画の策定支援を行う。

### (5) 関係団体等との連携

市商工観光課、危機管理課、商工会・商工会議所による協議の場を定期的に設け、地域の自然災害、感染症、サイバーリスク等の事業継続上のリスクや、被災時の支援方針、被害情報の報告ルートについて整理・共有する。

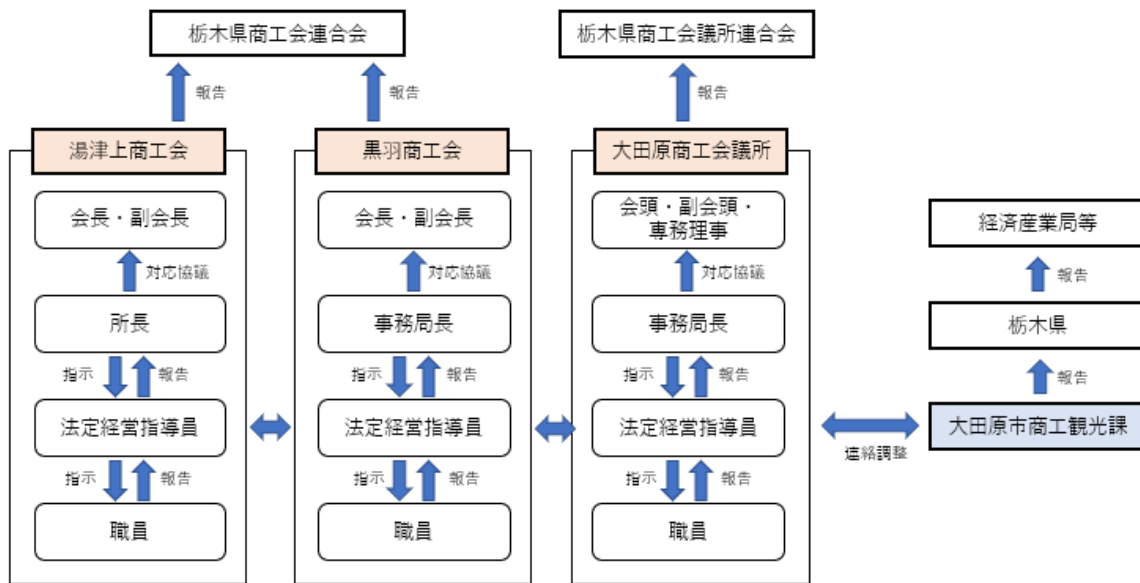
また、BCP セミナーの開催にあたっては、大田原市危機管理課の協力を得て、市内ハザードマップに基づく災害リスクの説明を行い、事業者が自社の立地や事業内容に応じたリスクを具体的に認識できるよう支援する。

### (6) 訓練の実施

- ・大規模地震や風水害等を想定し、市との連絡ルートや役割分担の確認を目的とした訓練を、必要に応じて実施する。

## 3 リスク発生時における指揮命令系統・連絡体制

- ・リスク発生時の指揮命令系統・連絡体制は以下のとおりとする。
- ・風水害等、事前に発災が予想される場合は、あらかじめ指揮命令系統・連絡体制の確認を行う。



#### 4 リスク発生時の対応

##### (1) 大規模災害

大規模災害が発生した場合は、以下の手順で対応する。

なお、大規模災害の判断基準は、「大田原市業務継続計画（令和7年5月改訂）」に基づき、市全域に甚大な被害が生じ、災害対策本部が設置される場合を想定する。

##### 【想定される主な事象】

- ・震度6弱以上の地震が発生したとき
- ・大規模な火災により多数の死傷者等が発生したとき
- ・市内に災害救助法が適用されたとき
- ・大規模災害が発生、又は発生が予想される時
- ・その他、市長が必要と認めたとき

##### 1) 職員の安否・出勤可否の確認

- ・商工会、商工会議所職員は、発災後速やかに法定経営指導員（又はその代行者）へ安否及び出勤可否を報告する。
- ・法定経営指導員は、職員の業務従事の可否を市へ報告するとともに、市が把握する被害状況等の情報を共有する。

##### 2) 管内小規模事業者の被害状況の確認

- ・市は、罹災証明書の申請等を通じて管内小規模事業者の被害状況を確認する。
- ・商工会、商工会議所は、現場確認、電話等により管内小規模事業者の被害状況を確認する。
- ・確認項目は、事業所名、業種、建物・機械設備等の被害状況、被害額等とする。

##### 3) 被害情報の共有

- ・市と商工会、商工会議所は、以下の頻度で被害情報を共有する。  
（情報共有は別添様式により行う。）

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヶ月	1週間に2回共有する
1ヶ月以降	1週間に1回共有する

#### 4) 被害情報の報告

- ・市は、栃木県が定める期日までに栃木県へ報告する。
- ・商工会、商工会議所は、県連合会等が定める期日までに県連合会等へ報告する。
- ・報告様式は、被害情報共有と同様の様式を用いる。

### (2) 国際的に脅威となる感染症

国際的に脅威となる感染症が流行した場合は、以下の手順で対応する。

なお、流行の目安は、世界保健機関（WHO）が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」に該当すると表明した場合とする。

#### 1) 感染予防及び体制維持の取組

- ・職員の体調確認、手洗い・消毒等の基本的な感染防止対策を徹底する。
- ・必要に応じて交代勤務や業務分散等を実施し、体制維持を図る。
- ・市が設置する感染症対策本部や関係部署と連携し、必要な情報の把握及び共有を行う。

#### 2) 管内小規模事業者に対するリスクの周知

- ・発生国の経済状況や供給網への影響等、事業経営に影響を及ぼす可能性のあるリスクについて周知する。
- ・業種別ガイドライン等に基づき、感染拡大防止策や事業継続に向けた取組について情報提供を行う。

#### 3) 管内小規模事業者の被害状況の確認

- ・市は、来庁や問い合わせを通じて被害状況を確認する。
- ・商工会、商工会議所は、巡回、電話、アンケート調査等により被害状況を確認する。
- ・確認項目は、事業所名、業種、影響内容、被害額等とする。

#### 4) 被害情報の共有・報告

- ・国及び栃木県の方針を踏まえ、市と商工会、商工会議所で情報を共有する。
- ・市は栃木県へ、商工会、商工会議所は県連合会等へ、それぞれ定められた期日までに報告を行う。

### (3) 被災小規模事業者に対する支援

#### 1) 応急対応時の支援

- ・市と商工会、商工会議所で協議のうえ、安全性が確認された場所に相談窓口を設置する。
- ・応急時に有効な被災事業者支援施策（国・県・市等）を周知する。
- ・罹災証明書の取得や、被害状況が分かる写真の保存について周知・指導を行う。

#### 2) 復旧・復興支援

- ・国及び栃木県の方針に基づき、復旧・復興支援策を決定し、被災小規模事業者に対して支援を行う。
- ・被害規模が大きく対応が困難な場合には、栃木県や県連合会等に応援派遣等を相談する。

#### ※ その他

- ・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに栃木県へ報告する。

(別表2)

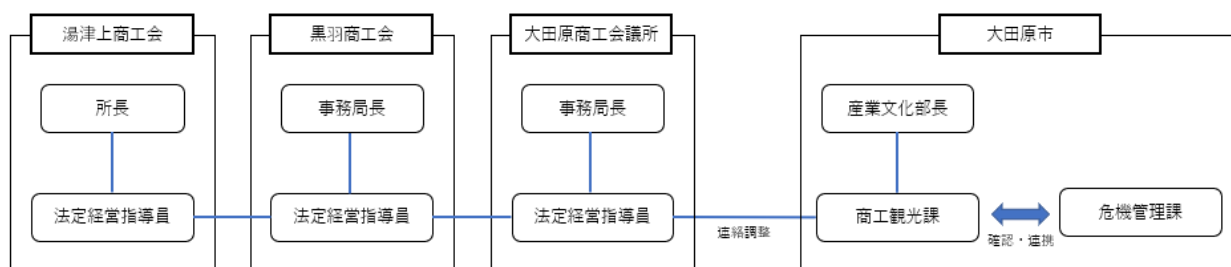
## 事業継続力強化支援事業の実施体制

### 事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年12月現在)

#### 1 実施体制

(商工会、商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会、商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



#### ① 栃木県及び関係市町との連携体制

大田原市、大田原商工会議所、黒羽商工会、湯津上商工会は、市商工観光課及び危機管理課と連携し、地域の実情を踏まえた自然災害、感染症、サイバーリスク等の事業継続上のリスクを把握するとともに、本計画に基づく支援方針を決定するため、事業継続力強化に関する連絡協議会を開催する。

また、本計画の策定及び実行にあたっては、認定主体である栃木県と適宜情報共有や相談を行い、助言を受けながら取組を進める。

#### ② 広域的な支援体制

本計画においては、大田原市は旧市町村区域を含む同一行政区域内において、人の往来や産業活動、文化、教育等が一体的に形成されており、事業者間の取引関係や生活圏も密接に結び付いている。

このため、災害リスクや産業構造の特性により地域横断的な対応が必要となる場合には、大田原商工会議所、黒羽商工会、湯津上商工会が相互に情報共有を図り、連携して支援を実施することで、効果的かつ効率的な事業継続力強化支援に努める。

#### ③ 事業継続力強化支援事業の実施体制

市内全域を対象として、大田原商工会議所、黒羽商工会、湯津上商工会の法定経営指導員及び経営指導員が連携し、巡回指導、窓口相談、セミナー開催等を通じて支援を実施する。

小規模事業者ごとに担当経営指導員を定め、BCP 策定支援から策定後の見直し、フォローアップまで一体的な支援体制を構築する。また、損害保険等のリスクファイナンスに関する支援については、連携協定を締結している保険会社の専門家による個別相談体制を活用する。

#### ④ 定量的な実施状況の把握・評価体制

法定経営指導員及び経営指導員を中心とした体制により、BCP 策定・見直し支援件数、セミナー開催回数、保険加入促進件数等の実施状況を定量的に把握する。

把握した実績については、市及び商工会・商工会議所で構成する連絡協議会において年1回程度検証・評価を行い、その結果を踏まえて次年度の支援内容や計画の見直しにつなげる。

### ⑤経営指導員等の資質向上に係る体制

本計画を着実に推進するため、商工会・商工会議所職員を対象に、防災・減災、BCP、サイバーリスク、リスクファイナンス等に関する研修や勉強会を実施し、専門知識の習得及び最新情報の共有に努める。

また、外部専門機関や関係団体が実施する研修等にも積極的に参加し、支援能力の向上を図る。

## 2 法定経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

### ①法定経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 嶋村 健（大田原商工会議所）

経営指導員 佐藤 智美（黒羽商工会）

経営指導員 淵上 琢哉（湯津上商工会）

（連絡先は後述（3）①参照）

### ②法定経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等のフォローアップ（四半期に1回以上）

## 3 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

### ①商工会／商工会議所

大田原商工会議所 中小企業相談所

〒324-0051 栃木県大田原市山の手 1-1-1

TEL:0287-22-2273 / FAX:0287-22-7643

E-mail: info@ohtawaracci.or.jp

黒羽商工会

〒324-0241 栃木県大田原市黒羽向町 112-2

TEL:0287-54-0568 / FAX:0287-54-4327

E-mail: kurobane\_net@shokokai-tochigi.or.jp

湯津上商工会

〒324-0404 栃木県大田原市佐良土 853

TEL:0287-98-2527 / FAX:0287-98-2720

E-mail: yuzukami\_net@shokokai-tochigi.or.jp

### ②関係市町

大田原市 産業文化部 商工観光課

〒324-8641 栃木県大田原市本町 1-4-1

TEL:0287-23-8709 / FAX:0287-23-8697

E-mail: syoukou@city.ohtawara.tochigi.jp

## 4 被害情報報告先

### ①栃木県 産業労働観光部 経営支援課

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田 1-1-20

TEL:028-623-3173 / FAX:028-623-3340

E-mail: dantai-s@pref.tochigi.lg.jp

②栃木県商工会連合会／栃木県商工会議所連合会

栃木県商工会議所連合会

〒320-0806 栃木県宇都宮市中央 3-1-4 栃木県産業会館 3F

TEL:028-637-3725 / FAX:028-632-9092

E-mail : info@ftcci.or.jp

栃木県商工会連合会

〒320-0806 栃木県宇都宮市中央 3-1-4 栃木県産業会館 6F

TEL:028-637-3731 / FAX:028-637-2875

E-mail : info\_fed@shokokai-tochigi.or.jp

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに栃木県へ報告する。

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 1 0 年度	令和 1 1 年度	令和 1 2 年度
必要な資金の額	250	250	250	250	250
・セミナー等開催費 (講師謝金等、会場料、広報費)	150	150	150	150	150
・普及・啓発費 (チラシ等作成・郵送代)	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、補助金、負担金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。